

②平成 27 年度小学校新入学児童に入学祝品を贈呈します

(社) 茨城県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭(母子・父子家庭)の新入学児童に入学祝品(学用品)をお贈りします。

申込方法

子ども福祉課または各支所福祉課の窓口へ直接、または電話でお申し込みください。お子さんの氏名、性別、生年月日、保護者名、住所をお聞きます。

申込期限 平成 27 年 1 月 30 日(金)

申 子ども福祉課(内線 163)

笠間支所 福祉課(内線 72132)

岩間支所 福祉課(内線 73173)

問 茨城県母子寡婦福祉連合会

TEL 029-221-7505(担当:長島)

②新入学児童祝金をお贈りします

笠間市社会福祉協議会では、住民の皆さんから温かい善意で寄せられた共同募金の中から、ひとり親家庭の新入学児童にお祝金をお贈りします。

対象 市内在住の母子・父子家庭で小学校新入学児童の保護者

祝金の額 小学校新入学児童一人につき 5,000 円

※受渡日は後日お知らせします。

申込方法 ご希望の方は印鑑をお持ちのうえ、笠間市社会福祉協議会へ直接お越しください。

申込期限 平成 27 年 3 月 13 日(金)

申・問 笠間市社会福祉協議会

本所・友部支所 TEL 0296-77-0730

笠間支所 TEL 0296-73-0084

岩間支所 TEL 0299-45-7889



③適正な農薬の取扱いについて

- ・農薬を購入する際には、使い残しのないように計画的に購入しましょう。
- ・農薬の使用前には、必ずラベルに記載されている適用作物、使用量、希釈倍数、使用時期、使用回数等の使用方法や注意事項をよく読んで適正に使用しましょう。
- ・残農薬をやむを得ず処分する場合は、許可を得た廃棄物処理業者に処理を委託しましょう。

問 農政課(内線 528)

④「ホンデリング ～本でひろがる支援の輪～」にご協力ください

「ホンデリング ～本でひろがる支援の輪～」プロジェクトは、皆さんから新書、文庫本(百科事典、コンビニコミック、個人出版物、雑誌類を除く)を寄贈していただき、その売却代金を寄付として、認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを通じて、犯罪被害に遭われた方々への支援活動に役立てるものです。

あなたの本が、犯罪被害に遭って身体や心を傷つけられたり、大切なものを失ったりして苦しんでいる方々への支援活動へつながります。犯罪被害に遭われた方が安心した生活を取り戻せるように、力を貸してください。

本を寄贈していただける方は、株式会社バリュープラスにお問い合わせください。

問 株式会社バリュープラス

TEL 0120-826-295

(受付時間 月～土曜日:午前 10 時～午後 9 時、日曜日:午前 10 時～午後 5 時)

メール info@value-books.jp

ホームページ <http://www.hondering.jp/>

②12 月 1 日に児童扶養手当法の一部が改正されました

これまで、公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成 26 年 12 月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

新たに手当を受け取れる対象

- ・お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など

参考 児童扶養手当の支給額(月額)

・子ども 1 人の場合

全部支給:41,020 円、一部支給:9,680 円～41,010 円(所得に応じて決定)

・子ども 2 人以上の加算額

2 人目:5,000 円、3 人目以降:1 人につき 3,000 円

※受給している年金額が児童扶養手当額より低いかどうか分からない場合は、子ども福祉課にお問い合わせください。

支給開始日

手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成 26 年 12 月 1 日に支給要件を満たしている方が平成 27 年 3 月までに申請した場合は、平成 26 年 12 月分の手当から受給できます。

また、平成 26 年～平成 27 年 3 月分の手当は、平成 27 年 4 月に支払われます。

申請方法 子ども福祉課の窓口で申請してください。

申・問 子ども福祉課(内線 163)

③皆様のご意見をお聞かせください～パブリック・コメント手続制度～

「笠間市行政手続条例の一部を改正する条例(案)」について、パブリック・コメントを行います。皆様のご意見・ご提案をお聞かせください。「パブリック・コメント手続制度」は、市の主要な施策や事業の立案を行う際に、素案を広く公開し、意見や情報をできる限り反映させるという制度です。実施期間中は笠間市ホームページ、笠間市役所本所・各支所、各公民館、各図書館で素案を閲覧できます。

(ホームページ <http://www.city.kasama.lg.jp/>(「パブリックコメント」で検索))

案件名 笠間市行政手続条例の一部を改正する条例(案)

案の趣旨

行政手続法が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されます。改正法では、処分等に関する手続について国民の権利利益の保護の充実を図るため、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる制度や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる制度等が新設されました。この改正を踏まえ、笠間市行政手続条例の一部を改正しようとするものです。

意見の提出方法 氏名、住所を明記のうえ、総務課に直接または郵送、FAX、メールで提出してください(書式自由)。

※いただいたご意見は、市からの回答とともに笠間市ホームページに掲載させていただきます。

募集期間 12 月 11 日(木)～平成 27 年 1 月 9 日(金) 全 30 日間

提出先・問 総務課(内線 208) 〒309-1792 笠間市中央 3-2-1

FAX 0296-78-0612 メール info@city.kasama.lg.jp

**市税等は納期限を過ぎると延滞金が増加されます。
納期限内の納付をお願いします。**